

# 新型コロナウイルス感染症における出席停止措置並びに臨時休校等の対応について

竜王町教育委員会  
令和4年4月28日現在

文部科学省のガイドラインが令和4年4月に改定されました。これに伴い学校園において園児・児童生徒、教職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合等の対応については、以下のとおりを基本とします。なお、このことについては町内保育園、学童保育所とも情報共有しています。

**園児・児童生徒およびその同居家族等が感染者となった場合、濃厚接触の疑いがある場合、あるいは同居の家族に発熱や咳等の症状がみられる方がおられる場合も、登校を控えていただき、必ず学校園へご連絡ください。**

また、兄弟姉妹等がおられる町内各学校園等に対しましても、保護者の皆様からご連絡をいただきますようお願いいたします。

## 感染者・濃厚接触者、発熱や咳等の症状がみられる場合 → 学校園へ連絡

園児・児童生徒及びその同居家族等が感染者と判明、もしくは本人が濃厚接触者に特定された場合には、当該学校園において、園児・児童生徒を「出席停止」とします。教職員も同様の場合において、「出勤停止」とします。

### 【出席停止・出勤停止の期間】

- ◆ 感染した場合 ===== 医師から指示された期間。
- ◆ 濃厚接触者となった場合 ===== 感染者と最後に接触をした日から原則7日間。(または保健所が指示する期間)  
・濃厚接触者に特定されない場合であっても、学校で感染者と接触(感染者の感染可能期間の接触)があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等は出席停止の措置を取る。
- ◆ 発熱や咳等の症状がみられる場合 ===== 症状が快癒するまでの期間。(または「検査の必要なし」とわかるまで)
- ◆ 同居の家族に発熱や咳等の症状がみられる場合 == 感染が心配される場合等、保護者の申し出により出席停止措置を取ることができる。  
※感染レベル2・3において

(臨時休校は学校園を閉鎖することを意味します)

## 学校医や保健所の助言等を踏まえ、「学級・学年閉鎖」「臨時休校」の要否の検討

・園児・児童生徒、教職員が感染した場合は学校園で確認・調査を行い、学校園、学校医・保健所と教育委員会で相談します。

◇ 個人情報と人権上の配慮に十分留意した上で、教育委員会、学校園で情報の共有と連携を行いますので、あらかじめご了承ください。

状況によって、滋賀県が実施しているイベント・ベース・サーベイランス事業によるPCR検査を実施することも検討します。

### 学校園内で感染が広がっている可能性が高いと判断される場合

#### 感染拡大防止のための「学級・学年閉鎖」「臨時休校」の判断、実施

《学級閉鎖》 以下のいずれかの状況に該当する場合

- ① 同一の学級において複数の園児・児童生徒等の感染が判明した場合
- ② 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③ 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ④ その他、町教育委員会で必要と判断した場合

《学年閉鎖》

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

《臨時休校》

複数の学年を閉鎖するなど、学校園内で感染が広がっている可能性が高い場合

【「学級・学年閉鎖」「臨時休校」の期間】 5日程度(土・日・祝日を含む)

感染の把握状況、感染の拡大状況、園児・児童生徒への影響を踏まえて判断する。

### 感染経路が特定され、学校園内で感染が広がっている可能性が低いと判断される場合

調査や消毒等に時間を要する場合は、その期間「学級・学年閉鎖」「臨時休校」等の措置をとる場合もあります。

学校園は保護者に文書やメールで対応をお知らせします。(学校内での接触がない場合は、園児・児童生徒及び教職員の感染であっても、人権上の配慮からお知らせしないことがあります。)

## 学級・学年・学校園の再開

感染の広がりが見られず、感染拡大リスクがないと判断した場合は、感染リスクを可能な限り低減する行動をとつつ、学校園の教育活動を再開します。

## 学校園の教育活動の継続

状況に応じて、感染リスクの高い活動を見直しつつ、学校園の教育活動を継続します。